

平成 16 年 10 月 28 日

各 位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行

新潟県中越地震被災者の皆様に対する復旧支援融資制度の制定について

この度の新潟県中越地震により被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。

りそな銀行（社長 野村 正朗）及び埼玉りそな銀行（社長 利根 忠博）は、新潟県中越地震の災害復旧にかかる資金需要にお応えすべく、下記の通り、復旧支援融資制度を制定しましたので、お知らせ致します。

記

（制度内容）

	(1)住宅ローン	(2)リフォームローン	(3)フリーローン
対象者	災害救助法適用市町村に居住され、「罹災証明書」の提出が可能な個人の方	同左	同左
資金使途	住宅取得資金または増改築・補修資金	住宅の増改築・補修資金、住宅取壊し・一時的転居資金	災害から復旧するために必要な生活資金（自動車購入等）
融資金額	30 百万円以内（所要資金の 100%以内）	5 百万円以内	3 百万円以内
利率	住宅ローンの標準金利から 1.0%優遇（保証料不要型の場合 0.8%優遇）	リフォームローンの標準金利から 2.0%優遇	フリーローンの標準金利から 3.5%優遇
返済期間	35 年以内（元本のみ最長 5 年間の返済据置可）	10 年以内（元本のみ最長 1 年間の返済据置可）	10 年以内（元本のみ最長 1 年間の返済据置可）
担保	有担保	無担保	無担保
保証	りそな保証	りそなカード	同左
取扱期間	11 月 1日(月)から 1 年間	同左	同左
取扱店	りそな銀行及び 埼玉りそな銀行の全店	りそな銀行及び 埼玉りそな銀行の全店	りそな銀行及び 埼玉りそな銀行の全店

なお、新潟県には、りそな銀行長岡支店（新潟県長岡市大手通 2 - 4 - 10）がございます。

以上